

(4) 事業期間

平成26年10月22日～平成27年2月28日まで(約4ヶ月間)

(5) 事業場所

市内6カ所の市民憩いの広場

① 南入曽第一	73区画		
② 南入曽第二	121区画		
③ 北入曽	108区画		
④ 笹井	36区画		
⑤ 柏原	48区画		
⑥ 新狭山	86区画	計	472区画

3、活動結果

以上の活動概要を遵守すべく、広場巡回の行動を慎重にし、且つ言動に注意して業務を行った。以下に結果を記述する。

(1) 定期巡回と指導

- ・巡回は毎週土曜日とし、2人以上1組で3班編成し同時巡回とした。
実施回数 計14回。
- ・巡回終了後集合し、ミーティングを実施。
結果の報告を受けながら記録表にまとめる。
- ・翌週月曜日に市担当者へ報告しながら記録図表・写真を提出した。
- ・巡回中に、区画外で目立った散乱ごみや収穫残渣はできるだけ回収して、報告日に市担当者へ渡し、処分依頼をした。

巡回中は、利用者がいれば必ず挨拶をしながら会話をした。その中で聞いた利用上の問題点や苦情は全て吸い上げて記録し、畑の利用状況を3段階評価で分類し、まとめた結果を市担当者へ報告した。

提出書類

- ・巡回記録表
- ・表示図
- ・記録写真
- ・評価比較表

主な問題点と苦情及び要望を以下に列記する。

- ・区画線の杭やロープが破損している。境界線が不明。
- ・区画札が破損、あるいは行方不明である。
- ・隣の区画が越境してくる。あるいは区画線を移動された。
- ・隣の野菜の花や種などが飛散してくる。